

平成二十一年二月三日受領
答弁第五五号

内閣衆質一七一第五号

平成二十一年二月三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出定額給付金の受給を巡る閣内不一致等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出定額給付金の受給を巡る閣内不一致等に関する再質問に対する答弁書

一について

定額給付金は、景気後退下での生活者の不安にきめ細かく対処するため、家計への緊急支援として実施するものであり、あわせて、家計に広く給付することにより、消費を増やし景気を下支えする経済効果を有するものである。経済情勢が急激に悪化する中で、消費を増やす経済効果への期待が高まっていることも踏まえると、できるだけ多くの方に定額給付金を受け取っていただくことが望ましいと考えているが、最終的には各人の判断によるものである。

二について

平成二十一年一月二十七日に、定額給付金を含む平成二十年度第二次補正予算が成立したところであり、今後とも、今年度内の給付開始を目指してまいりたい。

三について

定額給付金は、景気後退下での生活者の不安にきめ細かく対処するため、家計への緊急支援として実施するものであり、あわせて、家計に広く給付することにより、消費を増やし景気を下支えする経済効果を

有するものであり、「生活対策」（平成二十年十月三十日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定。以下同じ。）における重要な施策の一つと位置付けている。政府としては、定額給付金の意義及び目的について、国民に対し、より一層の説明に努めてまいりたい。

四について

定額給付金は、景気後退下での生活者の不安にきめ細かく対処するため、家計への緊急支援として実施するものであり、あわせて、家計に広く給付することにより、消費を増やし景気を下支えする経済効果を有するものであり、「生活対策」における重要な施策の一つと位置付けている。したがって、定額給付金制度を撤回する考えはない。

五について

前回答弁書（平成二十一年一月二十三日内閣衆質一七一第一六号）七についてでお答えしたとおりである。